



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月29日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
円城寺地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和2年10月1日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 4経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手は十分確保されている。
5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・（農） コラボ円城寺は、円城寺地区の殆どの農家が組合員になっているので、各農家は、原則、農地中間管理機構との受委託を進める。
 - ・（農） コラボ円城寺が、効率的な農業経営を行うために、近隣集落の営農組織と連携または、合併等を進める。
 - ・畑については、原則集約化の対象としない
 - ・地区内にある入耕作者の田および近隣集落の田については、条件が合えば集約の対象とする。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月29日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
下八木地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月10日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 4 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手は十分確保されている。
5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者
2名、新規就農者1名が借り受け集約化していく。